

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質として、一・二―ジクロロエチレンを指定すること。  
（第一条関係）

第二 法第二十七条の五の規定による国等が行う汚染土壤の処理に関する技術的読替えを定めること。

（第七条関係）

第三 施行期日等

一 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行するものとする。  
（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めること。  
（附則第二条関係）

三 その他関係政令について所要の改正を行うこと。  
（附則第三条及び第四条関係）